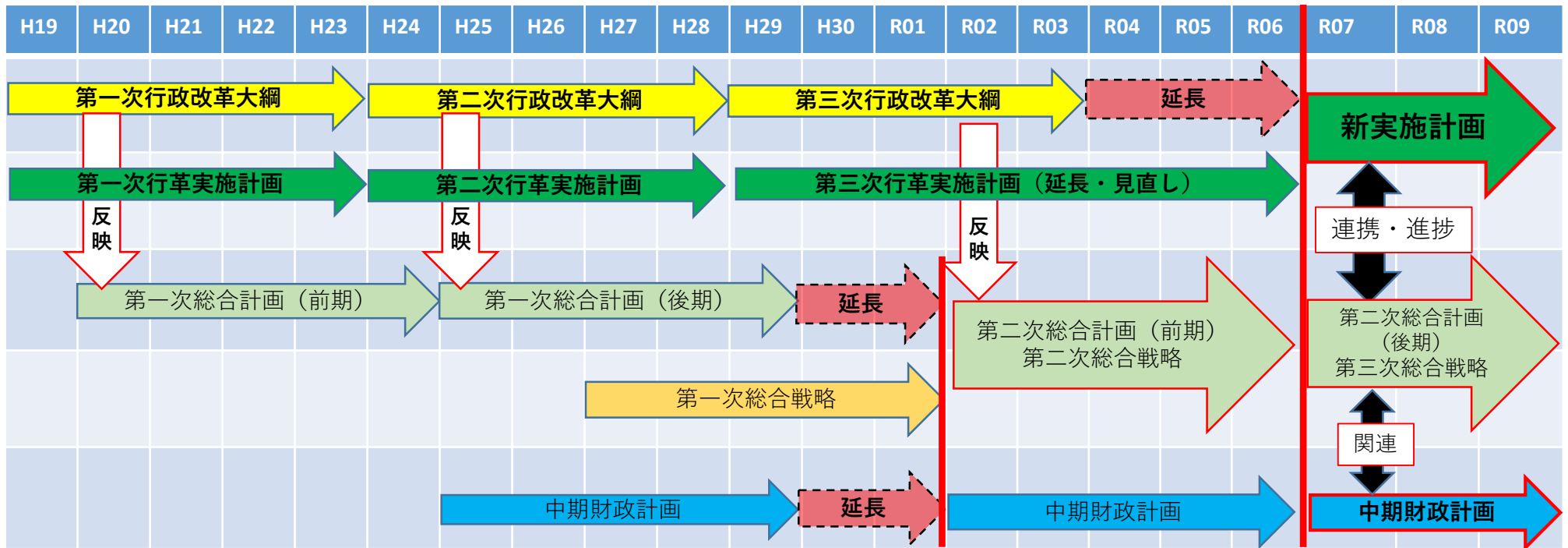


①第三次行政改革大綱・実施計画の延長について

これまで、総合計画における行政改革の取組み方針は、1か年先行して策定されていた行政改革大綱の目標や内容を反映させる形で策定されてきました。

令和2年度に策定された第二次総合計画に関しても、第三次行政改革大綱の内容が反映されていますが、第一次総合計画を2年延長して策定されたことから、行政改革の取組期間と3年のずれが生じています。

行政改革の取組みは市の最上位計画である総合計画と密接な関係があることから、第三次行政改革大綱及び実施計画を令和6年度まで3年間延長し計画期間を合わせることで、これまで以上に総合計画との連携を図りながら行政改革を進めます。



◆延長期間中の行政改革大綱実施計画の取組みについて

現行の行政改革実施計画については、令和3年度までの取組み状況を踏まえ、令和4年度において計画内容の見直しを行う。